

令和 6 年 度

徳島県労働委員会年報

徳島県労働委員会事務局

はじめに

労働委員会は、労働者（労働組合または個人）と使用者との間の争いを解決するための専門的行政機関です。公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で構成されており、中立・公正な運営ができることが特色です。

徳島県労働委員会は、労使紛争に係るあっせん等の調整（労働関係調整法）、不当労働行為の審査（労働組合法）、及び個別労働関係紛争のあっせん（個別労働関係紛争のあっせんに関する要綱）を通じ、労使関係の正常化、安定化に努めるとともに、経済の発展に寄与することを目的に活動しています。

また近年は、労働者・使用者の労働委員会に対する認知度を高め、利用の促進を図るために広報活動を充実するとともに、複雑多様化する案件に適切に対応できるよう、委員・職員の知見を深め、スキルアップを目指した研修を実施し、一件でも多くの労使紛争を円満な解決に繋げていけるよう、取り組んでおります。

この度、令和6年度に本県労働委員会が取り扱った事件の処理状況や委員会の活動状況の概要を「年報」としてとりまとめました。日頃、労使関係の業務に携わり、また、広く、労働関係に関心を寄せられている方々のご参考になれば幸いです。

徳島県労働委員会
事務局長 坂東 淳

目 次

第1章 労働委員会の組織・会議	1
1 委員名簿（第49期）	1
2 あっせん員候補者名簿	2
3 事務局職員名簿	3
4 会 議	4
（1）総 会	4
（2）公益委員会議	10
（3）連絡協議会及び諸会議	11
第2章 県内労働情勢	14
第3章 労働争議の調整	15
1 概 況	15
2 取扱事件一覧	16
第4章 労働争議の実情調査	18
1 労働争議の予告件数	18
2 実情調査一覧	18
第5章 個別的労使紛争	20
1 労働相談・あっせんの状況	20
2 個別的労使紛争の労働相談	21
（1）概 況	21
（2）労働委員会委員による労働相談（委員相談）	21
3 個別的労使紛争のあっせん	22
（1）概 況	22
（2）あっせん内容	22
（3）取扱事件一覧	23
第6章 不当労働行為の審査	24
1 概 況	24
2 取扱事件一覧	24
第7章 労働組合の資格審査	25
1 概 況	25
2 取扱件数	25
第8章 地方公営企業等の労働関係に関する法律による認定告示	26
1 概 況	26
2 認定告示の内容	26
第9章 広報活動	27
1 県民への周知活動	27
2 若者への周知活動	30
3 使用者への周知	32
4 パワハラ防止対策の周知	34
5 労働相談事例集	34

第1章 労働委員会の組織・会議

1 委員名簿（第49期）

労働委員会は、労働組合から推薦された労働者を代表する者（労働者委員）、経営者の団体から推薦された使用者を代表する者（使用者委員）と労・使の委員が同意した学識経験者（公益委員）によって組織される。委員は知事が任命し、任期は2年である。会長と会長代理は、委員の互選によって公益委員の中から選ばれる。

会長（◎）、会長代理（○）

（令和5年6月1日～令和7年5月31日）

区 分	氏 名	現 職	備 考
公益委員	◎豊永 寛二	弁護士	平成 17. 6. 1～
	○島内 保彦	弁護士	平成 20. 4. 1～
	真鍋 恵美子	公認会計士	平成 28. 5. 16～
	永本 能子	弁護士	平成 30. 8. 16～
	宮本 世志美	特定社会保険労務士	令和 2. 7. 22～
労働者委員	小合 弘人	U Aゼンセン徳島県支部長	令和元. 6. 1～令和 6. 10. 31
	島 和久	U Aゼンセン徳島県支部長	令和元. 6. 1～
	岡 美由紀	情報産業労働組合連合会 徳島県協議会議長	令和 3. 6. 1～
	森本 光	全徳島建設労働組合書記長	令和 3. 6. 1～
	井内 猛	徳島県中小労働対策本部本部長	令和 5. 6. 1～令和 6. 10. 31
	鈴木 慎	U Aゼンセン徳島県支部長	令和 7. 1. 22～
	三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長	令和 7. 1. 22～
使用者委員	中村 孝雄	(株)旭木工代表取締役社長	平成 27. 6. 1～
	坂本 守	関西ピー・エス・コンクリート(株) 代表取締役	平成 29. 6. 1～
	中村 晃子	丸豊保険サービス(株)代表取締役	平成 29. 6. 1～
	脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事	令和 4. 7. 4～
	小濱 晃子	(株)T B B取締役	令和 5. 2. 27～

2 あっせん員候補者名簿

労働委員会は、労働関係調整法の規定に基づき、あっせん申請に即応できるよう、予め、あっせん員候補者を委嘱している。会長があっせん員候補者の中から、公益委員、労働者委員、使用者委員各1名ずつのあっせん員を指名し、あっせんに当たっている。

(令和7年3月末日現在)

氏 名	現 職	委嘱年月日
豊永 寛二	弁護士	平成 17. 6. 2
島内 保彦	弁護士	平成 20. 4. 10
真鍋 恵美子	公認会計士	平成 28. 5. 26
永本 能子	弁護士	平成 30. 9. 13
宮本 世志美	特定社会保険労務士	令和 2. 7. 22
島 和久	日本労働組合総連合会徳島県連合会会長	令和元. 6. 3
岡 美由紀	情報産業労働組合連合会徳島県協議会議長	令和 3. 6. 1
森本 光	全徳島建設労働組合書記長	令和 3. 6. 1
鈴木 慎	U Aゼンセン徳島県支部長	令和 7. 1. 23
三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長	令和 7. 1. 23
中村 孝雄	(株)旭木工代表取締役社長	平成 27. 6. 1
坂本 守	関西ピー・エス・コンクリート(株)代表取締役	平成 29. 6. 1
中村 晃子	丸豊保険サービス(株)代表取締役	平成 29. 6. 1
脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事	令和 4. 7. 14
小濱 晃子	(株)T B B取締役	令和 5. 3. 9
坂東 淳	労働委員会事務局長	令和 6. 4. 11
秋山 孝人	労働委員会事務局次長	令和 6. 4. 11
岩田 美穂	労働委員会事務局調整課長	令和 4. 4. 14
中山 貴晶	労働委員会事務局審査課長	令和 6. 4. 11

3 事務局職員名簿

労働委員会事務局は、事務局長以下9名による2課体制で構成している。

(令和7年3月末日現在)

所 属	職 名	氏 名	入局年月日
事務局長		坂東 淳	令和 6. 4. 1
次 長		秋山 孝人	令和 6. 4. 1
調 整 課	課 長	岩田 美穂	令和 4. 4. 1
	副 課 長	藤田 由紀	令和 6. 4. 1
	係 長	油形由美子	令和 3. 4. 1
審 査 課	課 長	中山 貴晶	令和 6. 4. 1
	副 課 長	猪子 敬子	令和 4. 4. 1
	係 長	前田 恵子	令和 6. 4. 1
	主 席	吉田 功	令和 5. 4. 1

4 会 議 (1) 総 会

総会は、委員全員で構成され、委員会全体の業務運営方針を決定する会議である。

当委員会では、原則第2・4木曜日に開催される定例総会と、臨時に開催される臨時総会があり、令和6年度は、24回の総会が開催された。

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1705	4.11	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 (6・個・4)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (6・個・5)の個別労働関係紛争のあっせん申請について 4 争議行為予告通知について(中労委分、県労委分) 5 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和6年3月分、令和5年度分) 6 第111回四国労働委員会協議会総会(三者会議)の出席者及び提出議題について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について 9 出前講座(徳島大学医学部、徳島大学歯学部・薬学部、鳴門教育大学)の実施結果について 10 労委労協・命令研究会(web)の参加結果について
1706	4.25	1 (6・個・4)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・個・5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせん申請について 4 (6・個・7)の個別労働関係紛争のあっせん申請について 5 争議行為発生届について 6 出前講座の実施及び担当委員について 7 駅前労働相談会の実施及び担当委員について 8 定例総会及び委員相談の開催予定について 9 委員相談の実施結果について 10 駅前労働相談会の広報について
1707	5.9	1 (6・個・5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (6・個・7)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和6年4月分) 5 第111回四国労働委員会協議会総会(三者会議)の議題及び発表担当委員について 6 委員・職員研修会の講演テーマについて 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 個別労働関係紛争の「相談」と「あっせん」(HP)について
1708	5.23	1 (6・個・5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 第111回四国労働委員会協議会総会(三者会議)議題の回答(案)について 4 定例総会及び委員相談の開催予定について 5 四国ブロック労働委員会会長連絡会議(愛媛)の参加結果について 6 出前講座(徳島大学総合科学部)の実施結果について 7 労働委員会災害時対策について 8 四国各県の労働相談事例集を活用した研修計画について

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1709	6. 12	1 (6・個・5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 争議行為予告通知について(県労委分、中労委分) 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和6年5月分) 5 第41回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の出席者及び議題について 6 第111回四国労働委員会協議会総会(三者会議)の参加結果について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について
1710	6. 27	1 (6・個・5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 労働争議予告通知について(中労委分) 4 第41回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の議題について 5 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議(岐阜)の参加結果について 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 委員相談の実施結果について 8 労働委員会事務局災害訓練の実施について 9 労委災害時安否確認サービス「すだちくんメール」の活用について 10 労働委員会事務局の労働相談について
1711	7. 11	1 (6・個・5)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 地方公営企業等の職員のうち非組合員の範囲の認定・告示について 4 労働争議予告通知について(中労委分) 5 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和6年6月分) 6 出前講座の実施及び担当委員について 7 平成6年度公労使委員合同研修の受講者について 8 定例総会及び委員相談の開催予定について 9 駅前労働相談会の実施結果について 10 労委労協「2024年度中国・四国ブロック総会及び研修会」(山口)の参加結果について 11 出前講座(四国大学短期大学部)の実施結果について 12 パネル展 in 徳島県消費者情報センターの実施及び若者への啓発について
1712	7. 25	1 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 出張労働相談会の担当委員について 3 令和6年度四国地区労使関係セミナーの担当及び参加委員について 4 定例総会及び委員相談の開催予定について 5 委員相談の実施結果について 6 第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議(香川)の参加結果について
1713	8. 8	1 (6・調・1)の労働関係調整法に基づくあっせん申請について 2 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 地方公営企業等の職員のうち非組合員の範囲の認定・告示について 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和6年7月分) 5 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の出席者について 6 令和6年度公労使委員個別紛争専門研修の受講者について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 出張労働相談会の広報について

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1714	8. 22	1 (6・調・1)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 委員・職員研修会の研修テーマについて 4 出前講座の実施及び担当委員について 5 定例総会及び委員相談の開催予定について 6 使用者への啓発（医療・福祉施設）について 7 個別労働紛争処理制度周知月間行事について
1715	9. 12	1 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせん申請について 2 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせん申請について 3 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 4 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和6年8月分) 5 委員・職員研修会の研修テーマについて 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 委員相談の実施結果について 8 令和6年度公労使委員合同研修(東京)の参加結果について 9 第41回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会(高知)の参加結果について 10 県広報誌「労働徳島」の広報について
1716	9. 26	1 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・調・4)の労働関係調整法に基づくあっせん申請について 4 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 5 個別労働紛争解決制度 関係機関連絡協議会 合同研修会の参加者について 6 出前講座の実施及び担当委員について 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 委員相談の実施結果について 9 出前講座(阿南支援学校)の実施結果について
1717	10. 10	1 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・調・4)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (6・調・5)の労働関係調整法に基づくあっせん申請について 5 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 6 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和6年9月分) 7 個別労働紛争解決制度 関係機関連絡協議会 合同研修会の参加者について 8 合同労働相談会の参加者について 9 定例総会及び委員相談の開催予定について 10 出張労働相談会(南部)の実施結果について 11 委員相談の実施結果について
1718	10. 24	1 (6・調・5)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (6・調・4)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 5 (6・個・6)の個別労働関係紛争のあっせんについて 6 労働争議予告通知について(県労委分) 7 定例総会及び委員相談の開催予定について 8 労委労協・命令研究会(web)の参加結果について 9 令和6年度労使関係セミナー(徳島)の実施結果について

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1719	11. 13	1 あっせん員候補者の解任について 2 (6・調・5)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 5 (6・調・4)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 6 (6・不・1)の不当労働行為事件の申立てについて 7 争議行為予告通知について(県労委分、中労委分) 8 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和6年10月分) 9 定例総会及び委員相談の開催予定について 10 出張労働相談会(西部)の実施結果について 11 委員相談の実施結果について 12 出前講座(穴吹高等学校)の実施結果について 13 個別労働紛争処理制度周知月間行事の実施結果について 14 80周年記念事業の広報について
1720	11. 28	1 (6・調・5)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (6・調・4)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 5 (6・不・1)の不当労働行為事件について 6 争議行為予告通知について(県労委分、中労委分) 7 争議行為発生届について 8 定例総会及び委員相談の開催予定について 9 委員相談の実施結果について 10 第79回全労委連絡協議会総会(東京)の参加結果について 11 出前講座(池田高等学校三好校)の実施結果について 12 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会合同研修会の参加結果について
1721	12. 12	1 (6・調・5)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (6・調・4)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 5 (6・不・1)の不当労働行為事件について 6 (6・個・8)の個別労働関係紛争のあっせん申請について 7 争議行為予告通知について(県労委分) 8 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和6年11月分) 9 駅前労働相談会の参加者について 10 定例総会及び委員相談の開催予定について 11 合同労働相談会の実施結果について 12 委員相談の実施結果について 13 第77期司法修習生選択型実務修習個別プログラムの参加結果について 14 令和6年度公労使委員個別紛争専門研修(東京)の参加結果について

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1722	12. 26	1 (6・個・8)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・調・5)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 5 (6・調・4)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 6 (6・不・1)の不当労働行為事件について 7 「見て！知って！徳島県庁ミニ講座」の担当委員について 8 定例総会及び委員相談の開催予定について 9 委員相談の実施結果について 10 出前講座(阿波西高等学校、徳島科学技術高等学校定時制、徳島文理大学短期大学部、名西高等学校定時制)の実施結果について
1723	1. 9	1 (6・個・8)の個別労働関係紛争のあっせんについて 2 (6・調・5)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 5 (6・調・4)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 6 (6・不・1)の不当労働行為事件について 7 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和6年12月分) 8 定例総会及び委員相談の開催予定について 9 委員相談の実施結果について
1724	1. 23	1 あっせん員候補者の委嘱について 2 (6・個・8)の個別労働関係紛争のあっせんについて 3 (6・調・5)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 5 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 6 (6・不・1)の不当労働行為事件について 7 (7・不・1)の不当労働行為事件の申立てについて 8 令和7年度労働委員会年間行事予定(案)について 9 定例総会及び委員相談の開催予定について 10 委員相談の実施結果について 11 出前講座(小松島西高等学校勝浦校)の実施結果について
1725	2. 13	1 (6・調・5)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 4 (6・不・1)の不当労働行為事件について 5 (7・不・1)の不当労働行為事件について 6 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和7年1月分) 7 令和7年度労働委員会年間行事予定(案)について 8 出前講座の実施及び担当委員について 9 定例総会及び委員相談の開催予定について 10 駅前労働相談会の実施結果について 11 委員相談の実施結果について

回数	開催日	付 議 及 び 報 告 事 項
1726	2. 27	1 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・不・1)の不当労働行為事件について 4 (7・不・1)の不当労働行為事件について 5 争議行為予告通知について(中労委分、県労委分) 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 委員相談の実施結果について
1727	3. 13	1 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・不・1)の不当労働行為事件について 4 (7・不・1)の不当労働行為事件について 5 (7・不・2)の不当労働行為事件の申立てについて 6 争議行為予告通知について(中労委分、県労委分) 7 争議行為発生届について 8 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和7年2月分) 9 定例総会及び委員相談の開催予定について 10 委員相談の実施結果について 11 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会(W e b会議)の参加結果について
1728	3. 27	1 (6・調・2)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 2 (6・調・3)の労働関係調整法に基づくあっせんについて 3 (6・不・1)の不当労働行為事件について 4 (7・不・1)の不当労働行為事件について 5 (7・不・2)の不当労働行為事件について 6 定例総会及び委員相談の開催予定について 7 委員相談の実施結果について

(2) 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで構成され、不当労働行為事件の審査や労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議する会議である。

令和6年度は、5回の公益委員会議が開催された。

回数	開催日	付 議 事 項
626	7. 11	1 徳島県病院局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律 第5条第2項の規定に基づく認定手続きの開始について 2 第41回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の議題案について
627	7. 25	徳島県病院局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5条第2項の規定に基づく認定について
628	8. 22	第41回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の議題回答案に ついて
629	11. 28	第49期労働者委員の補欠委員推薦に係る労働組合の資格審査に ついて
630	3. 27	第50期徳島県労働委員会労働者委員推薦に係る労働組合の資格 審査について

(3) 連絡協議会及び諸会議

労働委員会相互の間の連携を密にし、運用や事務処理の統一を図るとともに、委員及び職員の資質向上等を図ることを目的に開催される全国及び地域ブロック別の連絡会議、研修会等に参加した。

(ア) 全国会議

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
全国労働委員会事務局長連絡会議	R6. 6. 13	岐阜県	①労働委員会と労働局との連携について ②D Xの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について
全国労働委員会会長連絡会議	R6. 6. 14	岐阜県	①<講演>正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性 ②今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	R6. 10. 28	東京都	①調整業務の運営について ②愛知県・奈良県労働委員会からの事例報告 ③秋田県・三重県・熊本県労働委員会からの業務報告
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	R6. 10. 29	東京都	①中間収入の控除について ②併合事件について ③中労委の民事訴訟の I T 化への対応について
第79回全国労働委員会連絡協議会総会	R6. 11. 14 ～15	東京都	①<講演>近年における労働裁判例の動向 ②退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について ③審査の迅速化に向けた取組について ④若年層に向けた労働委員会の取組の周知について
全国労働委員会連絡協議会 第1回運営協議会	R6. 11. 15	東京都	①運営委員長、副運営委員長の選出について ②第80回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場について ③全労委第2回運営委員会の開催期日及び会場について ④労働委員会制度創設80周年記念行事について ⑤今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について ⑥令和6年度公労使委員合同研修の実施状況ほか

(イ) 中国・四国ブロック会議

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
四国ブロック労働委員会会長連絡会議	R6. 5. 17	愛媛県	①不当労働行為救済申立において職場唯一の組合員である従業員が退職し職場復帰の希望がない場合の救済の利益と救済の方法について ②あっせん申請した労働者に対する使用者の不利益取扱いについて ③不事件における結審間際の同一当事者間での同様の事案に係る新規申立てへの対応について

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
四国地区労働委員会事務局連絡会議	R6. 5. 17	愛媛県	①個別労働関係紛争の相談・あっせんにおけるうつ病などのメンタル不調者への配慮について ②職場のノウハウや経験不足に対する対応等について ③あっせん申請件数増加のための取組について
第111回四国労働委員会協議会総会	R6. 6. 7	香川県	①船員からの個別労働関係紛争あっせん申請の取扱い及びあっせんの進め方について ②無期転換した契約社員を再雇用する場合の賃金減額について ③非違行為に関する調査報告を求める業務命令違反に対する懲戒処分の是非等について
第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	R6. 7. 16	香川県	①履行確認について ②単一組織組合に対する組合資格審査での労組法第2条の要件該当性について
四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議	R6. 7. 31	香川県 (Web開催)	①事務局の相談体制や相談の在り方について ②外国人労働者への対応について ③事務局職員及び委員の研修等について ④労働委員会委員による労働相談について
第41回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会	R6. 9. 10	高知県	①同僚により無断で撮影された映像を証拠として懲戒処分を行うことの是非について ②労働組合による団体交渉の開催等を求めるあっせんにおける労働委員会の関与について ③不当労働行為申立後に被申立人が清算手続を開始し、かつ清算結了登記を行った場合における被申立人適格及び救済手続の判断について

(ウ)研修

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
徳島県労働委員会事務局職員研修会	R6. 5. 23	徳島県	①<講義>様々な相談者に対応した話の聞き方や助言の仕方について
第75回労働委員会事務局職員中央研修	R6. 6. 10 ～11	東京都	①<講演>労働委員会制度について ②<講演>労働委員会事務局職員に期待すること ③労働局のあっせん制度 ④裁判所における個別労働紛争解決システム ⑤演習（実事例を基にした一連の処理について） ⑥都道府県労働委員会調整事件事例紹介及び中央労働委員会公益委員によるコメント
中国・四国ブロック労委労協総会及び研修会	R6. 6. 13	山口県	①<講演>物流2024年問題への労働局における取組

会 議 名	開催日	開催場所	備 考
四国ブロック労働委員会事務局職員研修会	R6. 7. 31	徳島県 (Web開催)	①個別労働紛争事件（徳島県） ②労働争議調整事件（愛媛県） ③個別労働紛争事件（高知県） ④個別労働紛争事件（香川県）
第1回徳島県労働委員会委員・職員研修会	R6. 8. 8	徳島県	①<講演>メンタルに課題を抱えている方への対応
四国各県労働相談事例集研修	R6. 8. 22	徳島県	①<四国各県労働相談事例>賃金と損害賠償の相談について
公労使委員合同研修	R6. 9. 5 ～ 6	東京都	①労働委員会について ー歴史・現状・課題ー ②労働法の基礎 ③<事例検討>（調整関係） ④模擬審問
四国地区労使関係セミナー	R6. 10. 18	徳島県	①<講演>最新・注目労働判例に学ぶ ②<パネルディスカッション>公益・労働者・使用者委員による紛争解決事例の検討
第2回徳島県労働委員会委員・職員研修会	R6. 10. 24	徳島県	<あっせんの進め方について> ①個別あっせん事例1 ②個別あっせん事例2
徳島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会合同研修会	R6. 11. 27	徳島県	①<講演>裁判所における個別労働紛争解決についてー労働審判手続の概要を中心にー
公労使委員個別紛争専門研修	R6. 12. 5 ～6	東京都	①<講義>裁判例の動向 ②<事例発表>個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例 ③<講義>労働関係法令の改正等の動向 ④<情報交換>スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換

第2章 県内労働情勢

- 1 令和6年のわが国経済は、600兆円超の名目GDP、33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現した。景気は緩やかに回復しており、国内総生産（実質ベース）の伸びは前年比プラス0.2%となった。企業部門では、企業収益が改善傾向にあり、グローバルなIT関連需要の回復や緩和的な金融環境などを背景に、デジタル化など設備投資は緩やかな増加傾向にある。家計部門では、賃金上昇等を受けたサービス価格の上昇や米価格の上昇など物価上昇の影響を受けつつも、個人消費は緩やかな増加基調にある。
- 2 雇用・失業情勢を見ると、就業者数は前年に比べ34万人増、特に女性の就業者数が前年に比べ31万人増となり、就業者数、女性就業者数ともに、4年連続の増加となっている。産業別では、デジタル関連投資需要を背景に人手不足感の強い「情報通信業」が前年に比べ14万人と最も増加しており、次いで「医療、福祉」が12万人の増加、また、インバウンド需要や個人消費の堅調さを背景に「宿泊・飲食サービス業」においても9万人の増加となっている。また、完全失業率は2.5%と前年に比べ0.1ポイントの低下、完全失業者数は176万人と前年に比べ2万人減少し、3年連続の減少となった。他方、有効求人倍率は1.25倍と前年に比べて0.06ポイント低下した。
- 3 県内の労働情勢を見ると、求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やかな減少傾向にある。賃金については、令和6年春闘の平均賃上げ率が4.36%（全国平均は5.08%）と、昨年の3.74%から0.62ポイント上昇し、また、令和6年11月1日から適用される最低賃金についても、本県は、全国で最も高い引上げ幅である84円引き上げ、980円に改定された。
 - ① 一般労働市場における新規求人数は40,220人で、前年の41,186人に比べ966人、率にして2.4%の減となった。新規求職者数は17,762人で、前年の18,576人に比べ、814人、率にして4.4%の減となった。この結果、新規求人倍率は2.26倍と前年より0.04ポイント上昇したものの、有効求人倍率では1.25倍と前年より0.03ポイント低下した。
 - ② 平均月間現金給与総額は320,525円で、前年に比べ5.4%増加した。
 - ③ 1人平均月間実労働時間（総実労働時間）は141.5時間で、前年に比べ1.7%増加した。
 - ④ 労働組合数は341組合で、前年の347組合に比べ6組合減少し、組合員数は46,822人で、前年の48,006人に比べ1,184人の減少となった。推定組織率も前年より0.4ポイント低下し、15.2%と最低記録を更新した。

第3章 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で、賃金問題、労働条件や団体交渉促進等の労使の主張が一致せず、自主的な解決が望めない場合、労働委員会では、労働関係調整法に基づき、相互の主張を調整し、紛争の解決を援助する「労働争議の調整」を行っている。

調整の方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3つがあるが、ほとんどの場合「あっせん」が利用される。

1 概 況

過去5年間の調整事件数は、近年2件前後で推移していたが、令和6年度に取り扱った調整事件数は、あっせんの新規申請5件と増加している。全て組合からの申請であり、終結状況は解決1件、打切り3件（不調2・不応諾1）、取下げ1件となっている。

あっせんの取扱及び処理状況

(単位：件数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取扱件数	繰越	1	1			
	新規	1	2	1	1	5
	計	2	3	1	1	5
処理件数	解決					1
	打切り(不応諾)				1	1
	打切り(不調)	1	3	1		2
	取下げ					1
	計	1	3	1	1	5
翌年度繰越		1				0

【令和6年取扱事件一覧】

事件番号 調整区分 業 種	申請日 指名日 申請者	調整 事項	調整 項目	事件の概要	終 結 日 終結状況 所要日数 調整回数	あっ せん 員
6(調)1 あっせん 運輸業	6. 7. 31 6. 7. 31 労 働 組 合(合同 労組)	団 体 交 渉 に 応 じ る こ と 不 当 な 賞 罰 委 員 会 を 行 わ な い こと	団交 促進 その 他	組合員の療養期間終了後の復帰、 管理職の圧迫面談など病気を再発 させる行為を行わないことを求め、 団交を実施したが、交渉は決裂し、 次回団交申入れも拒否されたため、 あっせん申請があったもの。 使用者側は、組合員に給料を支払 い続けており、あっせんや不当労働 行為事件などで長引き、これ以上、 給料を払い続けるのは難しいとし てあっせん応諾を拒否したため、あ っせん打ち切りとなった。	6. 8. 9 打ち切り (不応諾) 10 日 0 回	永本 小合 脇田
6(調)2 あっせん 情報・通信 業	6. 9. 10 6. 9. 26 労 働 組 合	組 合 員 に 対 する 昇 進・降格差 別 労 使 協 定 等 の 不 履 行 不 誠 実 団 体 交 渉 残 業 代 未 払	団交 促進 残業 代未 払い その 他	団交で、使用者側は約束した決算 書を開示せず、組合側の質問に明確 に答えないまま、会社の組織改革を 強行した。また、組合員に対し、定 期異動で不当な昇進差別をした疑 いがあり、残業代の未払い問題も未 解決であるとして、あっせん申請が あったもの。 3回のあっせんを行い、解決に向 けて協定書の調整を行っていたが、 不当労働行為救済申立てが、3月10 日付けで不誠実団交について、3月 27日付けで昇進差別についてなさ れたのを受け、使用者側から歩み寄 ることはできないとの連絡があり、 あっせん打ち切りとなった。	7. 3. 28 打ち切り (不調) 184 日 3 回	島内 島 小濱
6(調)3 あっせん 情報・通信 業	6. 9. 10 6. 9. 26 労 働 組 合	不 誠 実 団 体 交 渉 手 当 不 支 給 残 業 代 未 払	団交 促進 手 当・ 残業 代未 払	団交での夏季一時金要求交渉等 において、会社の説明が形式的かつ 不十分、十分な情報開示がされない 等の不誠実な対応が続いたとして、 あっせん申請があったもの。 3回のあっせんを行い、令和7年 以降の一時金の支給基準は会社の 経営状況等を考慮して決定するこ とや、今後ともお互いに誠意を持 って団交に臨むなどのあっせん案を 提示し、労使双方とも了承したた め、協定書を締結し、あっせんを終 了した。	7. 3. 13 解決 169 日 3 回	島内 島 小濱

事件番号 調整区分 業 種	申請日 指名日 申請者	調整 事項	調整 項目	事件の概要	終 結 日 終結状況 所要日数 調整回数	あっ せん 員
6 (調) 4 あっせん 卸売・小売 業	6. 9. 24 6. 9. 26 労 働 組 合 (合 同 労組)	就業規則 等の改正 不誠実団 体交渉	休 日・ 休暇 定年 制 その 他の 労働 条件 団交 促進 その 他	就業規則の是正を求めて団交を 実施したが、就業規則の一方的改定 や決定権のない人物の団交参加な どの不誠実な対応が続いたとして、 あっせん申請があったもの。 あっせんでは、何回も団交を実施 したにも関わらず、うまく意思疎通 ができていなかったことが判明し たため、実質的な交渉が行われるよ う、どのように団交をするかを約束 する協定書案を提示したが、使用者 側から書面に残すのは不相当とし て受け入れられないとの回答があ り、やむなく打切りとなった。	6. 12. 27 打切り (不調) 93 日 1 回	永本 森本 脇田
6 (調) 5 あっせん サ ー ビ ス 業	6. 10. 1 6. 10. 29 労 働 組 合	賃 金 引 き 上 げ	賃金 増額	過去に一度もなかった組合員の 賃金引き上げを求め団交したが、使 用者側はゼロ回答で再考の余地な しとの姿勢で交渉が決裂したため、 あっせん申請があったもの。 あっせんでは、追加要求も出てき たが、使用者側から、賃上げと業務 体制の充実を前向きに検討すると の回答を引き出せたため、団交で賃 上げ額など具体的なことを詰める ことを提案し、双方とも合意したた め、あっせん取下げとなった。	7. 1. 28 取下げ 92 日 3 回	豊永 岡 中村 (孝)

第4章 労働争議の実情調査

1 労働争議の予告件数

労働関係調整法第37条第1項の規定による公益事業に係る争議行為の予告通知について、同条違反が疑われる事案は確認されなかった。

また、関係当事者から当委員会に提出された争議行為予告通知について、労働委員会規則第62条の2の規定により、労働争議の実情調査を実施した。

当委員会を受付した令和6年度新規案件は全て医療業で、賃金等に関するものであった。

争議予告及び労働争議実情調査件数（徳島県労委受付分）

（単位：件数）

年度 区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取扱 件数	繰越	1	3	2	2	2
	新規	10	8	8	7	7
	計	11	11	10	9	9
終結 件数	解決	8	9	8	7	7
	打切り					
	調整に移行					
翌年度繰越		3	2	2	2	2

2 実情調査一覧

（1）令和6年度（繰越）

通 知 者	争議項目	通知受付 年月日	争議行為 予告日	終結日	結果
① 徳島県厚生連労働組合	2023年年度末一時金要求 2024年春季要求	R6. 2. 15	R6. 2. 26以降	R6. 5. 22	解決
② 徳島健康生活共同組合職員労働組合	2024年春闘要求	R6. 3. 7	R6. 3. 18以降	R6. 5. 7	解決

（2）令和6年度（新規）

通 知 者	争議項目	通知受付 年月日	争議行為 予告日	終結日	結果
① 鳴門病院労働組合	2024年夏季一時金	R6. 6. 7	R6. 6. 19以降	R6. 6. 27	解決
② 鳴門病院労働組合	2024年秋闘・年末一時金	R6. 10. 22	R6. 11. 6以降	R6. 11. 27	解決
③ 徳島健康生活協同組合職員労働組合	2024年秋闘要求	R6. 10. 25	R6. 11. 5以降	R6. 11. 20	解決

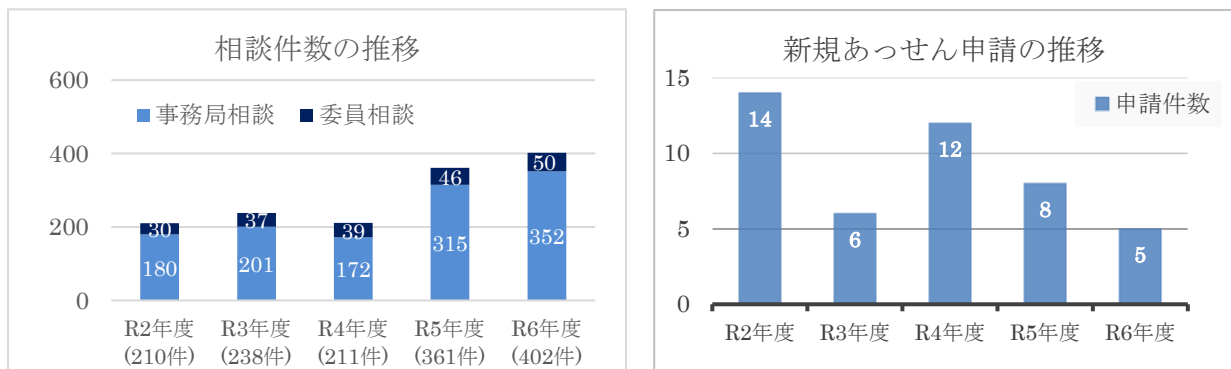
通 知 者	争議項目	通知受付 年月日	争議行為 予告日	終結日	結果
④ 徳島県厚生連労働組合	2024年年末一時金要求	R6. 11. 18	R6. 11. 29以降	R6. 12. 12	解決
⑤ 徳島県厚生連労働組合	2024年年度末一時金要求 2025年春季要求	R7. 2. 14	R7. 2. 25以降	—	係属中
⑥ 鳴門病院労働組合	2025年春闘要求	R7. 2. 21	R7. 3. 5以降	R7. 3. 26	解決
⑦ 徳島健康生活協同組合職員労働組合	2025年春闘要求	R7. 2. 28	R7. 3. 11以降	—	係属中

第5章 個別的労使紛争

徳島県労働委員会では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」等に基づき、平成14年1月から、個々の労働者と使用者との労働条件その他労働関係に関する事項についての紛争の「相談・あっせん」を行っている。

1 労働相談・あっせんの状況

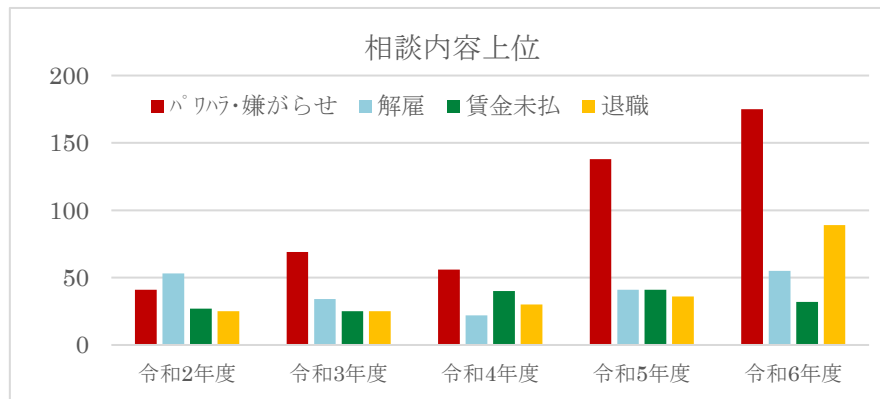
- ・令和6年度の労働相談件数は402件、新規あっせん申請件数は5件となっている。
- ・5年間の平均をみると、労働相談は284件、あっせん申請は9件となっている。
- ・近年、パワハラ・嫌がらせ、解雇、賃金未払、退職に関する相談が上位を占めている。



過去5年間の相談件数及びあっせん件数

(単位：件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	210	238	211	361	402
うち委員相談	30	37	39	46	50
あっせん件数	14	6	12	8	5



過去5年間の相談内容（上位5位）

(単位：件数)

順位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1位	解雇 53	パワハラ・嫌がらせ 69	パワハラ・嫌がらせ 56	パワハラ・嫌がらせ 138	パワハラ・嫌がらせ 175
2位	パワハラ・嫌がらせ 41	解雇 34	賃金未払 40	解雇 41	退職 89
3位	賃金未払 27	退職 25	退職 30	賃金未払 41	解雇 55
4位	退職 25	賃金未払 25	解雇 22	退職 36	賃金未払 32
5位	年次有給休暇 12	年次有給休暇 12	労働時間 18	年次有給休暇 18	年次有給休暇 23

2 個別的労使紛争の労働相談

(1) 概 況

平成6年度に取り扱った個別的労使紛争の労働相談の件数は402件であり、うち労働委員会委員による労働相談は50件、事務局職員による労働相談は352件となっている。

労働相談では、あっせん申請に繋げる他、自主交渉に必要なアドバイスや適切な機関の紹介を行っている。

(ア)相談者について

- ・労使別

労働者側377件、使用者側15件、その他(フリーランス)4件、不明6件

- ・男女別

男性151件、女性243件、不明8件

(イ)相談方法

電話297件、面談74件、メール労働相談31件

(ウ)相談内容

相談内容は、①パワハラ・嫌がらせ175件、②退職89件、③解雇55件、④賃金未払32件、⑤年次有給休暇23件の順に多くなっている。

(2) 労働委員会委員による労働相談（委員相談）

令和6年度の委員相談件数50件の内訳は、原則毎週木曜日に実施している「労働相談会」が30件、各地域に出掛けて実施している「出張労働相談会」が20件となっている。

出張労働相談会の状況

内 容	日 時	場 所	相 談 員	件数
駅前労働相談会	R6. 7. 7(日) 13:00～16:30	シビックセンター	1班：島内・岡・坂本 2班：豊永・井内・脇田	3
出張労働相談会（南部）	R6.10. 6(日) 13:00～16:00	阿南ひまわり会館	真鍋・岡・坂本	3
出張労働相談会（西部）	R6.10.27(日) 13:00～16:00	美馬市地域交流センターミライズ	宮本・森本・中村（孝）	2
合同労働相談会	R6.12. 8(日) 13:00～16:30	シビックセンター	1班：豊永・島・脇田 2班：県社会保険労務士会、徳島労働局雇用環境・均等室	8
駅前労働相談会	R7. 2. 2(日) 13:30～16:30	シビックセンター	宮本、岡、中村（孝）	4

(注) 合同労働相談会は、徳島県個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（徳島労働局（主催）、県労働雇用政策課、県労働委員会、法テラス、徳島地方裁判所、徳島県社会保険労務士会）の連携事業として開催

3 個別的労使紛争のあっせん

(1) 概 況

令和6年度に取り扱った個別的労使紛争のあっせん件数は、前年度からの繰越1件と新規申請5件の計6件で、いずれも労働者側からの申請となっている。

係属した6件のうち5件が終結し、うち1件が翌年度へ繰越となった。終結状況は、解決3件、打切り(不応諾)1件、取下げ1件となっている。

(単位：件数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取扱件数	繰越	1	3		6	1
	新規	14	6	12	8	5
	計	15	9	12	14	6
処理件数	解決	5	2	4	9	3
	打切り(不応諾)	3	2	1	4	1
	打切り(不調)	3	4	1		
	取下げ	1	1			1
	計	12	9	6	13	5
翌年度繰越・係属中		3		6	1	1

(2) あっせん内容

令和6年度の新規申請5件のあっせん事項は、解雇が2件で最も多かった。

(単位：件数)

あっせん実数			5
調整内容等	経 営 又 は 人 事		3
		解雇	2
		懲戒処分	1
	賃金等		1
		賃金未払	1
	労働条件等		1
		安全・衛生	1
	職 場 の 人 間 関 係		2
		セクハラ	1
		パワハラ・嫌がらせ	1
	その他		3
その他		3	
総 計			10

(注1) 新規係属分を計上した。

(注2) 調整内容が複数の場合があるため、統計は実件数と一致しない。

(3) 取扱事件一覧

番 号	業 種	申 請 者	申請日	あっせん事項	あっせん 項目	終結日	終 結 状 況	あっせん員	所要日 数 あっせん 回数
6(個)4	生活関連 サービス業・ 娯楽業	労	R6. 3. 11	不当解雇による 損害賠償及び慰 謝料の請求	普通解雇	R6. 4. 15	解決	島 内 岡 本 坂 本	36 日 1 回
6(個)5	漁業	労	R6. 4. 11 ※メール	怠慢を理由とし た譴責処分の取 下げ 自分を無断で撮 影した映像デー タの閲覧・消去	懲戒解雇 以外の懲 戒処分 その他	R6. 7. 10	解決	豊 永 井 内 小 濱	91 日 1 回
6(個)6	その他の サービス業	労	R6. 4. 17	誤った情報を伝 えられた事に対 する謝罪 労働局から指導 してもらった時、 誤った個人情報 を職場内で共有 された事に対す る謝罪	その他	R6. 10. 15	取下	宮 本 森 本 中村(孝)	182 日 一
6(個)7	農業・林 業	労	R6. 4. 19 ※メール	未払給与の速や かな支給	賃金未払	R6. 4. 26	不応 諾	永 本 小 合 脇 田	8 日 一
6(個)8	金融業・ 保険業	労	R6. 12. 10 ※メール	パワハラ・セクハラの事 実を認め、謝罪及 び慰謝料の支払 い 一方的な解雇の 取消 ハラスメント再 発防止策と、復帰 に向けた適切な 対応	退職強要 安全・衛 生 セクハラ パワハラ・嫌 がらせ その他	R6. 1. 22	解決	宮 本 島 小 濱	44 日 1 回
7(個)1	医療・福 祉	労	R7. 3. 13	給与 1 か月分処 遇改善手当 2 万 の支払い 会社都合の退職 手続	普通解雇	一	翌年 度へ 繰越	宮 本 三 木 中村(孝)	一

第6章 不当労働行為の審査

1 概 況

(1) 取扱事件

令和6年度に取り扱った事件数は、新規申立てが4件であり、申立人別では、組合申立て2件、組合及び個人の連名での申立て2件である。

また、労働組合法第7条該当号別では、1・2・3号事件が2件、2・3号事件が1件、1・3号事件が1件である。

(2) 終結事件

令和6年度に終結した事件は0件である。

(3) 繰越事件

令和7年度に繰り越された事件は4件である。

(4) 再審査事件

係属中の再審査事件はない。

2 取扱事件一覧

事件番号	申 立			終 結		審査 委員	参与 委員
	申立人	年月日	救済の内容	年月日	区 分		
6(不)1	組 合 個 人	6. 10. 30	1 不利益取扱の禁止 2 団交応諾・誠実団交 の実施 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の掲示			豊永 真鍋	森本 中(晃)
7(不)1	組 合	7. 1. 17	1 不利益取扱の禁止 2 団交応諾・誠実団交 の実施 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の交付・掲示			永本 宮本	島 脇田
7(不)2	組 合	7. 3. 10	1 団交応諾・誠実団交 の実施 2 謝罪文の交付・掲示			島内	鈴木 小濱
7(不)3	組 合 個 人	7. 3. 27	1 不利益取扱の禁止 2 支配介入の禁止 3 謝罪文の交付・掲示			島内	鈴木 小濱

第7章 労働組合の資格審査

1 概 況

令和6年度における取扱件数は、当年度に受け付けた17件であり、事由別では、委員推薦が13件、不当労働行為4件である。

処理状況は、委員推薦13件が適格決定され、不当労働行為4件が翌年度に繰り越された。

2 取扱件数

申請 区分	係 属 件 数			終 結 件 数				次年度 繰越件数
	前年度 繰 越	新 規 取 扱	計	取下げ 打切り	資 格 あ り	資 格 な し	計	
委員 推薦		13			13		13	
救済 申立		4						4
計		17			13		13	4

第8章 地方公営企業等の労働関係に関する法律による認定告示

1 概 況

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、令和6年度に認定告示したのは1件である。

2 認定告示の内容

(1) 徳島県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和6年7月25日認定したので、次のとおり告示し、令和5年徳島県労働委員会告示第3号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和6年8月6日

徳島県労働委員会
会長 豊 永 寛 二

勤 務 箇 所	労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者
本 局	1 病院事業管理者の職にある者 2 局長、副局長、課長、政策調査幹、副課長及び課長補佐の職にある者 3 総務課の人事、給与又は労務を担当する係長、主任、主任主事及び主事の職にある者 4 経営改革課の係長（担当リーダーである係長に限る。）の職にある者
徳 島 県 立 中 央 病 院	1 病院長、副院長及び院長補佐の職にある者 2 事務局長、事務局次長及び課長（労務を担当する課長に限る。）の職にある者 3 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 4 薬剤局長及び薬剤局次長の職にある者 5 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 6 看護局長及び看護局次長の職にある者
徳 島 県 立 三 好 病 院	1 病院長、副院長及び院長補佐の職にある者 2 事務局長及び事務局次長の職にある者 3 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 4 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 5 看護局長及び看護局次長（2人以上の看護局次長が置かれている場合にあっては、病院長の指定する看護局次長に限る。）の職にある者
徳 島 県 立 海 部 病 院	1 病院長及び副院長の職にある者 2 事務局長及び事務局次長の職にある者 3 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 4 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 5 看護局長及び看護局次長の職にある者

第9章 広報活動

1 県民への周知活動

(1) 新聞、ラジオ、ケーブルテレビ等マスメディア

委員相談(原則木曜日)、出張労働相談会(年5回、日曜日開催)等の周知

(2) 県ホームページ、県SNS

ア ホームページで、労使トラブル対策、パワハラ防止対策、若者、使用者に周知
イ SNSでの情報発信強化(9/27~10/25に計12回)

(3) 関係機関(商工団体、医療・福祉団体、県消費者情報センター、教育機関)との連携

ア 関係部署・団体を通じ、使用者に周知(8月)
イ 教育機関を通じ、高校・PTA団体、専門学校、大学等の若者に周知

(4) 労委制度周知のチラシの作成・配布

ア コンビニ、量販店へのチラシの設置
・コンビニ(ローソン・ファミリーマート・セブンイレブン)(協働事業)
・イオン系列店(イオン・ビッグ・マルナカ)(地域活性化包括連携協定)

(5) 県・市町村の広報紙

ア 県庁だより、労働徳島、くらしのサポーター通信、市町村広報誌等で、出張労働相談会、労働トラブル対策等を周知

(6) パネル展示

ア パワハラ対策、若者の労働トラブル未然防止等
・県消費者情報センター(6/17~8/9)
・県立図書館1階ホール(9/28~10/25)

(7) 県立図書館との連携

ア 図書ミニ展示(9/28~10/25)よりよい人間関係の構築、パワハラ防止等の書籍展示
イ 「しごと応援コーナー」に職場のトラブル防止等の「職場環境」の書籍設置
ウ 関係書籍が閲覧できる県立図書館サイトのリンク

徳島県労働委員会に多く寄せられている相談事例

労働委員会委員
相談・あっせん
解決

労働者・組合 ↔ **会社**

パワハラ、賃金未払、退職、解雇などの
職場のトラブルを「相談・あっせん」で解決します。

- 公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社役員等)の三者の委員が1組で、公正・中立・独立場で解決を支援
- 相談無料、秘密厳守
- 手続さは簡易・迅速な解決
- 労働者、使用者(経営者)のいずれも利用可

労使紛争には、使用者のちよとした認識や対応によって予防できたのではと思われる事例が多く見られます。

労働者の声1 上司のパワハラを会社に伝えても対応してくれない。 使用者には、相談窓口設置や行為者に対する適正な措置など、パワハラ防止措置義務があります。日頃から職場内の雰囲気や社員一人ひとりの様子に注意を払い、明るい職場環境づくりに取り組みましょう。 (労働契約法第5条、労働施策推進法第30条の2) 社員の実績は企業の活力源！ 見て見ぬふりは厳禁！	労働者の声2 アルバイトに有給休暇はないと言われた。 パートやアルバイトも、労働時間・勤務日数などに応じ、一定の日数の年次有給休暇が定められており、原則として希望どおり与えなければならぬことは、正社員と何ら違いはありません。 (労働基準法第39条) 有給休暇はすべての労働者の権利！ 取得しやすい環境づくりを！
労働者の声3 退職前にサインするよう強要された。 退職届は、労働者が「自発的に」退職を希望すると「自己都合退職」に作成する書類です。使用者側から退職を働きかける場合は、本人が十分に納得するように、退職を促す理由や事情を誠意をもって丁寧に説明することが必要です。 円満退社への努力は、惜しまないのが肝心！	労働者の声4 賃金や労働時間など労働条件の書面を受け取っていない。 使用者が労働者を採用するときは、契約期間・労働時間・勤務場所・賃金(支払日・方法)・手当・休暇などの労働条件を記載した書面(労働条件通知書)を交付しなければなりません。パート・アルバイトの場合も同様です。 (労働基準法第15条、労働契約法第4条) 採用時には、必ず労働条件通知書を交付すること！

詳しくは、徳島県労働委員会HP「労働相談事例集」をご覧ください。

労働相談ダイヤル 088-621-3234
月～金 8:30～12:00、13:00～17:15 (土日、年末年始除く)
電話、メール、来庁相談実施(来庁相談は前日までに要予約)
※県庁内、毎週木曜日の午後2時～4時に県庁1階で実施
※相談会の前日の午後5時までに要予約
労働委員会では、労使間のトラブル解決のお手伝いをするため、相談・あっせんを随時行っています。

「労働徳島」

個別労働紛争処理制度 周知月間＜10月＞

関係機関と連携し、出張労働相談会やパネル展、図書ミニ展示、労使関係セミナーの開催、SNSでの情報発信等により、労働トラブルの解決支援や未然防止の強化を図った。

R6年 10月 徳島県労働委員会 ～ 誰もが笑顔で働くために ～ 「個別労働紛争処理制度」周知月間行事

徳島県労働委員会では、解雇や賃金・残業代の未払い、パワハラなど、職場での様々なトラブル解決のお手伝いをしており、この制度をより多くの方に知っていただき、利用していただくため、10月の「個別労働紛争処理制度・周知月間」に、出張労働相談会やPR活動などを次のとおり実施します。

労働委員会委員による無料労働相談会

出張労働相談

県南部

日時： **10月6日（日）** 午後1時～午後4時

場所：阿南ひまわり会館（阿南市富岡町北通33-1）

日曜開催

県西部

日時： **10月27日（日）** 午後1時～午後4時

場所：美馬市地域交流センターミライズ（美馬市勝町大字猪尻字西分116-1）

日曜開催

●予約優先：予約は、各相談会の前々日全曜日の午後3時まで受け付けます。予約がない場合、ご希望に添えないことがあります。

委員相談

県庁11階

原則毎週木曜日の午後2時～4時に県庁11階で行っています。

実施日：10月は、**10日、17日、31日（木）**

木曜開催

●予約制：各相談会の前日の午後3時までに予約

四国地区労使関係セミナー

★労働紛争に関する制度と紛争の解決をサポートする機関の労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的に本県で開催されます。

事前予約制

日時

10月18日（金） 午後1時30分～午後4時

場所：ザ・グランドパレス徳島（徳島市寺島本町西1-60-1）

事前予約制

◆基調講演
テーマ「最新・注目労働判例に学ぶ」
講師 **山川 隆一 氏**（元中央労働委員会会長、中央労働委員会会長代理、明治大学法学部教授）

◆パネルディスカッション
テーマ「紛争解決事例の検討」団体交渉における組合側の対応について争われた事例
コーディネーター：山川 隆一 氏、モデレーター：四国各県の労働委員会委員

●申込先：中央労働委員会事務局（TEL 03-5403-2124、FAX 03-5403-2262）
●主催等：主催 中央労働委員会、協賛 四国各県労働委員会、後援 徳島労働局

労働トラブル未然防止の情報発信

パネル展
発信強化

パネル展

県立図書館との共催事業

日時：令和6年9月28日（土）～10月25日（金）

場所：徳島県立図書館 図書ミニ展示も開催

未然防止、予防的、解雇・退職など

徳島県公式SNSで、労働委員会の活動内容や基本的なワークルール、法改正などを情報発信！

予約・相談

徳島県労働委員会事務局（徳島県庁11階）

月～金8:30～12:00、13:00～17:15（祝日・年末年始を除く）

088-621-3234

徳島県労働委員会ホームページ

▶パネル展示



県消費者情報センター



県立図書館1階ホール

▶県公式SNS強化配信

県公式SNS「フェイスブックやX」により、
9/27～10/25に強化発信

令和6年度「個別労働紛争処理制度」周知月間 配信⑧

就職・アルバイトを始める前に！

長時間働かせられ、休みを取らせてもらえない
辞めたくても、辞めさせてもらえない
残業代を払ってもらえない
パワハラが繰り返される
違法なことを行っている会社

労働トラブルを防ぐポイントを知っておこう！
誰もが笑顔で働くために

ブラックバイト・ブラック企業！？

働く前に・・・
●働く人を守るための基本的なワークルールを確認！
●労働契約を結ぶときは、労働条件を书面で確認！

働き出したら・・・
●労働条件を記した書面は保管！
●トラブル内容は日時や内容を記録！
●困ったときは早めに相談！

徳島県労働委員会
労働相談ダイヤル 088-621-3234
相談無料 秘密厳守

令和6年度「個別労働紛争処理制度」周知月間 配信⑨

2024年4月から、労働条件明示のルールが改正されています。

全ての労働者に対する明示事項

- ① 就業場所・業務の変更の範囲
- ② 更新上限の有無と内容
- ③ 無期転換申込機会・無期転換後の労働条件

改正事項の詳細を知りたい 厚生労働省HPをご確認ください

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されます。

フリーランスに対して業務委託する発注事業者が守るべき義務

- ★業務委託をした際の取引条件の明示
- ★給付を要請した日から原則60日以内での報酬支払
- ★ハラスメント対策のための体制整備 など

法の詳細を知りたい 厚生労働省・公正取引委員会・中小企H社をご確認ください

労働者の方も使用者の方も利用できます。お気軽にご利用ください。
徳島県労働委員会 〒770-8570 徳島市万代町1-1 (徳島県庁11階)
月～金 9:30～12:00、13:00～17:15 (土日・年末年始を除く)
電話 088-621-3234、ファクシミリ 088-621-2889
●定例相談は前日までに要予約
●要予約。毎週木曜日に委員相談実施 (前日15時までに要予約)

相談無料 秘密厳守

令和6年度「個別労働紛争処理制度」周知月間 配信⑦

労働条件の明示

労働条件通知書

- ✓ 契約期間はいつからいつまでか
- ✓ 契約期間が決まっている場合更新についてのきまり
- ✓ どこで、どんな仕事をするか、仕事内容の変更の範囲
- ✓ 働く時間、休憩時間、休日、休暇など
- ✓ 賞金の計算方法、支払時期・方法など
- ✓ 仕事をやめるときのきまり

・書面でもらう！
・内容を確認する！
・保管する！

働き始めて、実際に働く条件が違っていたら、
約束通りにするよう要求！契約解除も！

令和6年度「個別労働紛争処理制度」周知月間 配信⑩

法改正ポイント①

全ての事業所に「パワーハラスメント防止措置」が義務化されています

Check

Point 1 事業主の方針等の明確化及び周知・啓発

- ① パワハラの内容・パワハラを許さない方針の明確化
- ② パワハラを行った人物への厳正な対応方針、対応内容を就業規則等に規定

労働者への周知啓発を忘れずに！

Point 2 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ① 相談窓口の設置
- ② 相談内容等に対する適切な対応

労働者への窓口の周知等を忘れずに！

Point 3 パワハラに関する事後の迅速・適切な対応

- ① 事実関係の迅速・正確な確認
- ② 被害者に配慮した適正な措置の実施
- ③ パワハラを行った人物への適正な措置の実施
- ④ 再発防止に向けた措置の実施

事実関係を迅速かつ正確に確認！

Point 4 併せて講ずべき措置

- ① 当事者等のプライバシー保護
- ② 相談したこと等を理由として、解雇その他の不利益扱いをされない旨を定めること

労働者への周知啓発を忘れずに！

▶図書ミニ展示



▶労使関係セミナー(中労委主催)



2 若者への周知活動

(1) 高校・大学等での出前講座

就職やアルバイトを控えた高校生や大学生等を対象に、基本的な労働法(ワークルール)の基礎知識を身につけ未然防止を図ること、早めに相談すること、相談先に労働委員会があること等の周知を目的に「出前講座」を実施している。

令和6年度は、13校(高校7校、大学・短期大学部6校)で実施し、学校からの要望を受け、クイズの質問に生徒間で話し合うグループワークも取り入れた。

学校別	開催校	年 月 日	参加者数
高等学校	阿南支援学校	R6. 9. 17	高等部 10 名
	穴吹高等学校	R6. 11. 11	3 年生 41 名
	池田高校三好校	R6. 11. 20	2 年生 23 名
	阿波西高校	R6. 12. 13	3 年生 46 名
	徳島科学技術高校(定時制)	R6. 12. 16	定時制全学年 39 名
	名西高等学校(定時制)	R6. 12. 18	定時制全学年 27 名
	小松島西高等学校勝浦校	R7. 1. 17	3 年生 24 名
大学・短期大学部	徳島大学医学部	R6. 4. 5	1 年生 291 名
	徳島大学歯学部・薬学部	R6. 4. 5	1 年生 132 名
	鳴門教育大学	R6. 4. 8	1 年生 280 名
	徳島大学総合科学部	R6. 5. 22	1 年生 180 名
	四国大学短期大学部	R6. 7. 4	2 年生 28 名
	徳島文理大学短期大学部	R6. 12. 17	1 年生 20 名

令和6年度 出前講座 / 熱心に取り組む生徒・学生たちの様子



大学の新生オリエンテーリングでの講座の様子



オンラインでのグループワーク



クイズに答える生徒の様子



生徒から質問

(2) 若者向けチラシ・WEB ページでの周知

ア チラシの作成・配布

就職・アルバイトを控えた若者に、労働トラブルを未然に防止するポイントをまとめたチラシを作成し、配布した。

- ①大学（希望のあった学部）の新入生（R6.4）
- ②高校や専修学校、大学、PTA団体を通じ、生徒・学生、保護者（R6.7）

就職・アルバイトを始める前に！

長時間働かされ、休みを取らせてもらえない
辞めたくても、辞めさせてもらえない
残業代を払ってもらえない
パワハラが繰り返される

違法なことを行っている会社

ブラックバイト・ブラック企業！？

労働トラブルを防ぐポイントを知っておこう！

誰もが笑顔で働くために

働く前に

- 働く人を守るための基本的なワークルールを確認！
- 労働契約を結ぶときは、労働条件を書面で確認！

働き出したら

- 労働条件を記した書面は保管！
- トラブル内容は日時や内容を記録！
- 困ったときは早めに相談！

徳島県労働委員会サイト
「就職やアルバイトを控えている方必見！」

徳島県労働委員会 お気軽に相談ください

労働相談ダイヤル **088-621-3234** 相談無料 秘密厳守

クイズに挑戦！

働く前に知っておきたい **基本的なワークルール**

Q1 労働条件の明示 働く際には、働く期間や仕事内容、賃金などの労働条件については、 A. 説明を聞くだけで構わない。 B. 書面でもらわなければならない。	Q2 最低賃金 アルバイトとして働くことになり、社長から、「見合い期間中は、時給は700円だ」と言われたことは、 A. 正しい。 B. 正しくない。	Q3 労働時間 上司から、昼休み時間中の電話出勤を命じられました。この時間は、 A. 労働時間である。 B. 労働時間でない。
Q4 損害賠償 ファミレスで働いています。お皿を落とすに当たってしまいました。お皿の代金を弁償するように言われましたが、 A. 全額弁償。 B. いくらかは弁償。 C. 弁償の必要なし。	Q5 パワハラ 仕事でミスをしたと、上司から、人前で「何回言ったら分かるんだ。ほんまに無能やな」と、繰り返して怒られるのは、 A. 業務上の指導なので、パワハラに当たらない。 B. 人格を否定する発言なので、パワハラに当たる。	Q6 退職 もっといい条件のアルバイト先が見つかったので、辞めたいと店長に伝えましたが、人手が足りないからと辞めさせてくれないのは、（契約期間の定めがない場合） A. 退職を申し入れた翌日に辞められる。 B. やむを得ない理由でなければ、店長が辞めてもいいと言う時まで辞められない。 C. 一定の期間経過後に辞められる。

クイズの正解は

Q1 答 B 書面でもらわなければならない。 労働条件（働く期間、労働時間、賃金のきまり、働く場所、仕事内容、働く時間、お金の日、給料、退職）は、雇用者が労働者に書面（労働条件通知書）で提示しなければならない。求人票の内容と異なっていないかも確認しましょう。	Q2 答 B 正しくない。 正社員・パート・アルバイトに関係なく最低賃金より少ない金額で人を働かせてはいけません。最低賃金の最低額は、R6.11.1発効で980円なので、たとえ見合い期間中でも、980円以上でなくてはなりません。	Q3 答 A 労働時間である。 労働時間は、労働者が使用上の指揮監督下に置かれている時間を指します。休憩時間中でも、最低賃金や残業代の対象となる場合があります。就業規則で定められていない場合は、労働時間ではなく、「労働時間」とみなされます。
Q4 答 C 弁償の必要なし。 労働者が業務を遂行する過程で、通常発生することが予想されるようなミスについては、損害賠償責任は発生しないと考えられています。また、労働者が故意や重大な過失があれば、損害賠償責任が発生する可能性があります。	Q5 答 B パワハラに当たる。 たとえ業務上の指導であっても、人格を否定する発言や、威圧的、攻撃的な態度は、パワハラに当たります。すべての企業にパワハラ防止措置が義務化されているので、すぐに、会社の相談窓口にご相談しましょう。	Q6 答 C 一定期間経過後、辞められる。 個人的な事情で退職（自己都合退職）したい場合、退職に関する規定が会社によれば、退職を申し立てから2週間を経過すれば、法律上いつでも退職することができます。退職届は文書で提出しましょう。

徳島県労働委員会 労働条件、労働時間、賃金、休日、休暇、安全衛生、労働契約などの相談窓口です。労働条件の明示、労働時間の短縮をおすすめします。

イ WEB ページでの周知

若者向け WEB ページ「【就職やアルバイトを控えている方必見】労働トラブルを防ぐポイント！」により、自ら学べる情報サイト等を周知した。

- ①就職先やアルバイト先を決めるときのポイント
- ②基本的なワークルールを学ぼう！

◆動画やマンガで学べる厚生労働省のホームページ

- 労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう労働条件」
- アルバイトを始める前に知っておきたいポイント
- これってあり？知って役立つQ&A

◆県立図書館（電子図書含む）の「しごと応援コーナー」の図書案内

若者向け WEB ページ
こちらは ⇒



3 使用者への周知

(1) チラシの作成・配布

労働相談を実施する中で、使用者の方の少しの配慮や対応によって予防できたと思われる事例が多くみられることから、特に留意してほしい労使トラブル事例をピックアップして10か条にまとめたチラシを作成し、配布した。

- ①商工団体やその会員事業所 (R6.8)
- ②児童・高齢者・障がい者の福祉施設 (R6.8)
- ③医療関係団体やその会員事業所 (R6.8)

使用者（経営者）の皆様へ

徳島県労働委員会からのお知らせ

労使トラブル防止10か条

徳島県労働委員会では、公益(弁護士等)・労働者(労働組合の役員等)・使用者(会社経営者等)委員が3人1組となって、労使トラブルに関する相談やあつせんを行っています。この中には、**使用者が法に基づく適切な対応をすることで、労働者とのトラブルを予防できたのではと思われる事例**が多く見られます。特に留意していただきたいトラブル事例をピックアップしましたので、参考にしてください。

労働者の声 1

賃金や労働時間などの労働条件を書いた書面を受け取っていない。

使用者が労働者を採用するときは、契約期間・労働時間・勤務場所・賃金（支払日・方法）・手当・休暇などの労働条件を記載した書面（労働条件通知書）を交付しなければなりません。パート・アルバイトの場合も同様です。（労働基準法第15条、労働契約法第4条）

第1条：採用時には必ず労働条件通知書を交付すること！

労働者の声 2

上司のパワハラを会社に伝えても、対応してくれない。

パワハラは、職場内で力関係を背景にした、いじめや嫌がらせのことで、人格を否定する発言や無視、仕事や情報を与えないことが該当します。使用者には、相談窓口設置や行為者に対する適正な措置など、パワハラ防止措置義務があります。日頃から職場内の雰囲気や社員一人ひとりの様子に注意を払い、明るく職場環境づくりに取り組みましょう。（労働契約法第5条、労働施策総合推進法第30条の2）

第2条：社員の笑顔は企業の活力源！見て見ぬふりは厳禁！

労働者の声 3

アルバイトに有給休暇はないと言われた。

パートやアルバイトも、労働時間・勤務日数などに応じ、一定の日数の年次有給休暇が定められており、原則として希望どおり与えなければならないことは、正社員と何ら違いはありません。（労働基準法第39条）

第3条：有給休暇はすべての労働者の権利！取得しやすい環境づくりを！

労働者の声 4

後片付けには賃金は支払えないと言われた。

開店準備や後片付け、業務としての勉強会・研修会への出席なども、賃金を支払う必要があります。労働時間を正確に把握し、記録・管理することは使用者の責務です。（労働基準法第32条、36条、37条、108条、109条）

第4条：労働への適正な対価支払は、基本中の基本！

労働者の声 5

転勤はない約束で就職したのに、遠隔地に転勤を命じられた。

労働契約上、勤務場所や職種が限定されている場合は、本人の同意なしに転勤や職種の変更を命じることはできません。就業規則などの根拠があれば配転命令権を行使できますが、権利濫用に当たる場合は認められず、労働者の子の養育や家族の介護の状況にも配慮する必要があります。（労働契約法第3条、7条、育児介護休業法第28条）

第5条：人事権は無制限ではありません！じっくり話し合いを！

労働者の声 6

採用時に健康診断や安全衛生教育を受けていない。

常時使用する労働者を雇い入れるときは、使用者は雇入れの直前又は直後に法定項目の健康診断を実施しなければなりません。また、労働者を雇い入れた後は、遅滞なく、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について教育を行わなければならない。（労働安全衛生法第58条、労働安全衛生規則第35条、43条）

第6条：労働者を雇い入れるときは必ず健康診断と安全衛生教育を！

32

労働者の声
7

退職を申し出たが、辞めさせてくれない

無期労働契約の場合は、労働者は2週間前に申し出るにより退職できます。有期労働契約の場合は原則として途中退職はできませんが、やむを得ない理由があれば直ちに退職できます。
(民法第627条、628条)

第7条：労働者からの退職申出は拒否できません！

労働者の声
8

退職届にサインするよう強要された

退職届は、労働者が「自発的に」退職を希望するとき〈自己都合退職〉に作成する書面です。使用者側から退職を働きかける場合は、本人が十分に納得するように、退職を促す理由や事情を誠意をもって丁寧に説明することが必要です。

第8条：円満退社への努力は、惜しまないのが肝心！

労働者の声
9

突然、解雇を言い渡された

解雇は、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない場合は、解雇権を濫用したものとして無効となります。試用期間中でも同様です。能力不足や勤怠不良など、労働者に解雇の原因がある場合でも、再教育や配置換えの検討など解雇を回避するために十分な措置を講じる必要があります。
(労働契約法第18条)

第9条：解雇には慎重な判断と適切な対応が必要です！

労働者の声
10

6か月契約の更新で3年目だが、「次の更新はない」と言われた

有期労働契約であっても、契約が何度も更新されて、その雇止めが無期労働契約の解雇と実質的に同等と見なされる場合や、会社が契約の更新を期待させるような説明をしていた場合などには、労働者が更新の申込みをすれば使用者は承諾したものとみなされることもあります。
(労働契約法第19条)

第10条：雇止めは使用者の自由にできるものではありません！

トピック1

2024年4月から、労働条件明示のルールが改正されています。
※明示のタイミングにもご注意ください。【労働基準法施行規則第5条の改正】

Check 1

全ての労働者に対する明示事項

①就業場所・業務の変更の範囲 ※労働契約の締結時と有期労働契約の更新時

有期契約労働者に対する明示事項等

②更新上限の有無と内容 ※有期労働契約の締結時と更新時

③無期転換申込機会・無期転換後の労働条件 ※無期転換申込権が発生する契約更新時

改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省HPをご確認ください

トピック2

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

フリーランスに対して業務委託する発注事業者が守るべき義務があります

Check 2

★業務委託をした際の取引条件の明示

★給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払

★ハラスメント対策のための体制整備 など

※働き方の実態として労働者である場合は、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法の詳細を知りたい → 関係省庁(厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁)HPをご確認ください

使用者の方からの相談もお受けしています。相談は無料です。お気軽にご利用ください。

労働相談ダイヤル 088-621-3234

徳島県労働委員会 〒770-8570 徳島市万代町1-1 (徳島県庁11階)
月～金：8:30～12:00、13:00～17:15 (祝日・年末年始を除く) ※来庁相談は前日までにご予約ください。

QRコード

ホームページ
2024年度版

(2) WEB ページでの周知

使用者向け WEB ページ「使用者向けチラシ『労使トラブル防止10カ条』(令和6年度版)を作成しました！」により、最新の法改正や職場のハラスメント等について周知した。

- ①今年度の法改正について
- ②使用者の方からの労働相談もお受けしています。
- ③職場のハラスメントに悩んでいる方、管理職、人事担当の方への参考サイト
 - あかるい職場応援団 (厚生労働省のハラスメント対策の総合情報サイト)
 - 職場におけるハラスメントの防止のために (厚生労働省)
 - ハラスメントに悩んだときには (徳島県労働委員会)

使用者向け WEB ページ
はこちら ⇒

33

4 パワハラ防止対策の周知

近年、労働委員会に寄せられる労働相談は、パワーハラスメント（パワハラ）に関する相談が上位を占めているため、職場でパワハラを受けたときの対処方法をわかりやすく整理した WEB ページ「パワハラに悩んだときには」により、基本的な対応を周知した。

- ①パワハラとは
- ②パワハラの代表的な言動の 6 類型
- ③事業主の義務
- ④パワハラに悩んでいる方へ
- ⑤相談窓口
 - 徳島労働局「総合労働相談コーナー」
 - 徳島県労働委員会
- ⑥厚生労働省のパワハラ支援総合情報サイト「あかるい職場応援団」

ハラスメントに悩んだとき
にはこちら ⇒



5 労働相談事例集

四国 4 県の労働委員会が連携し、職場で起こりがちなトラブル事例とその対策を、労働相談事例集としてまとめ周知した。

令和 6 年度、本県は、「カスタマーハラスメント」の相談事例を追記した。

労働相談事例集
はこちら ⇒



徳島県労働委員会 労働相談ダイヤル 088-621-3234

受付時間 月～金：8:30～12:00、13:00～17:15
(祝日・年末年始を除く)

電話、メール、来庁による相談を実施（※来庁相談は前日までに要予約）



メール労働相談は
こちら

委員 相談

- ・原則毎週木曜日 14:00～16:00 に県庁 11 階で実施
- ・前日 15 時までに要予約。
- ・相談無料・相談時間は 60 分/人

日曜日開催の
出張労働相談会も
年 5 回実施

予約・お問い合わせ先

徳島県労働委員会事務局

住 所 〒770-8570 徳島市万代町 1－1（県庁 11 階）
電 話 088－621－3234
ファクシミリ 088－621－2889



ホームページ